

平成18年田村市議会3月定例会会議録

(第1号)

○会議月日 平成18年2月16日(木曜日)

○出席議員(67名)

議長	三瓶利野				
1番	七海博	議員	2番	木村高雄	議員
3番	箭内幸一	議員	4番	佐藤貴夫	議員
5番	渡邊勝	議員	6番	吉田一郎	議員
7番	佐藤喬	議員	8番	佐藤義博	議員
9番	佐藤忠	議員	10番	先崎温容	議員
11番	永山弘	議員	12番	吉田紳太郎	議員
13番	遠藤文雄	議員	14番	石井市郎	議員
15番	新田耕司	議員	16番	本田芳一	議員
17番	秋元正登	議員	18番	根本浩	議員
19番	橋本紀一	議員	21番	新田秋次	議員
22番	石井俊一	議員	23番	橋本善正	議員
24番	松本道男	議員	25番	吉田文夫	議員
27番	小林清八	議員	28番	村上好治	議員
29番	猪瀬明	議員	30番	宗像清二	議員
31番	渡辺ミヨ子	議員	32番	松本敏郎	議員
33番	小林寅賢	議員	34番	松本熊吉	議員
35番	宗像宗吉	議員	36番	本田仁一	議員
37番	浦山行男	議員	38番	白岩行	議員
39番	横井孝嗣	議員	40番	白岩吉治	議員
41番	石井喜壽	議員	42番	本田正一	議員
43番	吉田忠	議員	44番	白石治平	議員
45番	渡邊鐵藏	議員	46番	早川栄二	議員

48番	箭内仁一	議員	49番	村越崇行	議員
50番	長谷川元行	議員	51番	橋本文雄	議員
52番	石井忠治	議員	53番	安藤勝	議員
54番	半谷理孝	議員	55番	吉田豊	議員
56番	佐久間金洋	議員	57番	照山成信	議員
58番	佐藤孝義	議員	59番	松本哲雄	議員
60番	大和田一夫	議員	61番	渡邊文太郎	議員
62番	安藤嘉一	議員	63番	佐藤弥太郎	議員
64番	面川俊和	議員	65番	松崎功	議員
66番	宗像公一	議員	67番	柳沼博	議員
68番	橋本吉ム村	議員	69番	菅野善一	議員

○欠席議員（2名）

26番	渡辺勇三	議員	47番	吉田正直	議員
-----	------	----	-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

市長	富塚有暲	助役	鹿俣潔
収入役	村上正夫	総務部長	相良昭一
企画調整部長	郡司健一	生活福祉部長 兼福祉事務所長	秋元正信
産業建設部長	塚原正	滝根行政局長	青木邦友
大越行政局長	吉田良一	都路行政局長	新田正
常葉行政局長	白石幸男	船引行政局長	佐藤輝男
総務部総務課長	佐藤健吉	総務部財政課長	助川弘道
総務部税務課長	吉田拓夫	企画調整部 企画調整課長	橋本隆憲
企画調整部 観光交流課長	白石忠臣	生活福祉部 生活環境課長	渡辺貞一
生活福祉部 保健課長	加藤与市	生活福祉部 福祉課長	本多正
産業建設部 参事兼建設課長	宗像正嗣	産業建設部 下水道課長	渡辺行雄

産業建設部 産業課長補佐	吉田英一	出納室長	宗像トク子
教育委員長	白岩正信	教育長	大橋重信
教育次長兼教育総務課長 事務取扱	宗像泰司	教育委員会事務局 学校教育課長	佐久間光春
教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀越則夫	教育委員会事務局 教育総務課長補佐	遠藤卓
選挙管理委員会 事務局長	佐藤健吉	代表監査委員	武田義夫
監査委員事務局長	白石喜一	農業委員会会長	宗像紀人
農業委員会 事務局長	塚原正	農業委員会 事務局総務課長	根本徳位
水道事業所長	助川俊光		

○事務局出席職員職氏名

事務局長	白石喜一	総務課長	渡辺新一
主任主査	石井孝行	主任主査	斎藤忠一
主事	渡辺誠	主事	大越貴子

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情の取り下げについて
- 日程第 5 議案第 1号 田村市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 田村市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 田村市自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 田村市放課後児童健全育成条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 田村市幼児預かり保育条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6号 田村市子育て支援奨励金支給条例の制定について

- 日程第 1 1 議案第 7 号 田村市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 8 号 田村市特別保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 9 号 田村市立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 田村市常葉児童生活センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 田村市常葉児童生活センター幼稚園児預かり保育条例を廃止する条例について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 田村市大越放課後幼児・児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 田村市常葉放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 田村市船引放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 田村市表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 田村市職員の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 田村市の特別職の市内旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 田村市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 田村市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 田村市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 田村市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 田村市滝根総合福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 田村市船引総合福祉センター条例の一部を改正する条例

について

- 日程第30 議案第26号 田村市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第27号 田村市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第28号 田村市保健センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第29号 田村市天地人館条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第30号 田村市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第31号 平成17年度田村市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第36 議案第32号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第37 議案第33号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第38 議案第34号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第39 議案第35号 平成17年度田村市都路町観光事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第40 議案第36号 平成17年度田村市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第41 議案第37号 平成17年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第42 議案第38号 平成17年度田村市授産場事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第43 議案第39号 平成17年度田村市総合福祉センター特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第44 議案第40号 平成17年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第45 議案第41号 平成17年度田村市歯科診療所事業特別会計補正予算（第4号）について

- 日程第 4 6 議案第 4 2 号 平成 1 7 年度田村市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
について
- 日程第 4 7 議案第 4 3 号 平成 1 7 年度田村市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
について
- 日程第 4 8 議案第 4 4 号 平成 1 7 年度田村地方介護認定審査会特別会計補正予算
（第 3 号）について
- 日程第 4 9 議案第 4 5 号 平成 1 7 年度田村市水道事業会計補正予算（第 4 号）に
ついて
- 日程第 5 0 議案第 4 6 号 平成 1 8 年度田村市一般会計予算について
- 日程第 5 1 議案第 4 7 号 平成 1 8 年度田村市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 5 2 議案第 4 8 号 平成 1 8 年度田村市老人保健特別会計予算について
- 日程第 5 3 議案第 4 9 号 平成 1 8 年度田村市介護保険特別会計予算について
- 日程第 5 4 議案第 5 0 号 平成 1 8 年度田村市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 5 5 議案第 5 1 号 平成 1 8 年度田村市滝根町観光事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 5 6 議案第 5 2 号 平成 1 8 年度田村市農業集落排水事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 5 7 議案第 5 3 号 平成 1 8 年度田村市宅地造成事業特別会計予算について
- 日程第 5 8 議案第 5 4 号 平成 1 8 年度田村市公共下水道事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 5 9 議案第 5 5 号 平成 1 8 年度田村市授産場事業特別会計予算について
- 日程第 6 0 議案第 5 6 号 平成 1 8 年度田村市診療所事業特別会計予算について
- 日程第 6 1 議案第 5 7 号 平成 1 8 年度田村地方介護認定審査会特別会計予算につ
いて
- 日程第 6 2 議案第 5 8 号 平成 1 8 年度田村市水道事業会計予算について
- 日程第 6 3 議案第 5 9 号 東辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 6 4 議案第 6 0 号 早稲川辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 6 5 議案第 6 1 号 古道辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 6 6 議案第 6 2 号 市道路線の廃止について
- 日程第 6 7 議案第 6 3 号 市道路線の認定について

日程第 6 8 議案第 6 4 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減について

日程第 6 9 議案第 6 5 号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 1 0 時 0 0 分 開会

○議長（三瓶利野） 皆さん、おはようございます。

会議規則第 2 条の規定による欠席の届出者は、26 番渡辺勇三君、47 番吉田正直君であります。

公務により、選挙管理委員長鈴木季一君は本日欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

ただいまの出席議員数は 67 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成 18 年田村市議会 3 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程（第 1 号）のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（三瓶利野） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 80 条の規定により、会議録署名議員に 8 番佐藤義博君、60 番大和田一夫君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（三瓶利野） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員会において協議をしておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めることにいたします。議会運営委員長安藤嘉一君。安藤議会運営委員長。

（議会運営委員長 安藤嘉一登壇）

○**議会運営委員長（安藤嘉一）** 議会運営委員会の報告をいたします。

去る2月14日、議会運営委員会を開催いたしましたので、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

会期は2月16日から3月6日までの19日間といたします。

第1日は、本日は会議録署名議員の指名、会期の決定及び諸般の報告を行った後、陳情の取り下げについて審議を行います。次に、議案第1号から第65号までを一括上程し、それぞれ市長から提案理由の説明を求め、散会する予定であります。

第2日と第5日は、議案調査のため休会とし、第6日、第7日及び第8日の3日間は一般質問を行います。一般質問は、19人で、通告の順序により第6日及び第7日、それぞれ7人、第8日は5人が行います。第9日は、議案第1号から議案第65号に対する質疑を終えた後、追加予定の議案第66号及び議案第67号を一括上程し、市長から提案理由の説明を求め、それぞれ質疑を行います。その後、議案の常任委員会付託を行い散会する予定であります。第12日から第14日までを各常任委員会の審査に充て、第15日を予備日といたします。第16日は議事整理のために休会といたします。第19日の最終日は、付託議案の委員会審査結果報告を行い、それぞれ議案を審議し、閉会する予定であります。

以上で報告を終わります。

○**議長（三瓶利野）** ただいま議会運営委員長から報告がありました。

議会運営委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（三瓶利野）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本定例会の会期等については、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（三瓶利野）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月6日までの19日間とすることに決しました。

日程第3 諸般の報告

○**議長（三瓶利野）** 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき説明のため出席を求めましたところ、お手元に配付

したとおり出席する旨の報告がありましたので報告いたします。

また、監査委員から例月出納検査の結果について配付いたしましたとおり報告がありましたので報告いたします。

日程第4 陳情の取り下げについて

○議長（三瓶利野） 日程第4、陳情の取り下げについてを議題といたします。

平成17年8月18日に提出されました陳情第14号農村活性化センターの畜産管理センター運営の継続についての陳情書については、現在総務企画常任委員会に付託され、継続審査となっておりますが、平成18年1月6日、陳情者都路町和牛改良組合長宗像勝男氏ほか4名より、陳情書取り下げ願いが提出されました。委員会に付託されました陳情書の取り下げについては議会の承認が必要となります。

お諮りいたします。

本陳情書取り下げ願について、取り下げを承認したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。よって、本陳情書取り下げ願については、取り下げを承認することに決しました。

日程第5 議案第1号から日程第69 議案第65号まで

○議長（三瓶利野） 日程第5、議案第1号から日程第69、議案第65号までの65件を一括上程いたします。

この際、職員をしての議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

○市長（富塚宥暲） 本日、平成18年田村市議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用のところ御出席を賜り、まことにありがたく厚く御礼申し上げます。

本定例会には、少子化対策、子育て支援にかかわります田村市幼児預かり保育条例の制定を初め、田村市保育所条例の一部改正や、平成18年度各会計予算及び平成17年度各会計補正予算など65件の議案等を御提案申し上げましたが、議案の御説明に先立ち御礼を申し

上げます。

平成17年度も残すところあと1カ月余となりましたが、平成17年3月1日の合併以来、議員の皆様におかれましては新生田村市発足から今日まで、田村市発展の礎を築き上げるため、真摯に御協議をいただいておりますほか、市政全般にわたる御提言など、多大な御尽力を賜り、まことにありがとうございます。これまでの御支援と御協力に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

それでは議案等の大要について御説明申し上げます。

初めに、平成17年度の田村市の財政状況について申し上げます。

平成17年3月1日の合併に伴い、市長職務執行者により歳入総額45億8,604万9,000円、歳出総額70億3,649万6,000円の一般会計の暫定予算が編成されたところであります。合併直後、新市長が選出されるまでに市長不在となることから、4月から6月までの3カ月間に執行を必要とする最小限の経費を計上したものであり、人件費や扶助費等の義務的経費、継続的な事業及び施設管理経費等の経常的経費及び合併を円滑に進めるための合併関連費を計上することを基本に編成されたものであります。その後、私の就任後の田村市議会6月定例会に合併旧5町村それぞれが進めてきたまちづくりを継承する立場から、各町村において積算されたものを基本とするとともに、私の市長選挙における公約の実現を目指した政策的事業を加えた考えのもと編成を行い、総額183億5,800万円の一般会計予算を御提案申し上げた次第であります。

その後、公共施設のアスベスト対策事業費、合併記念イベントの経費、総合計画策定経費、道路改良舗装事業費、災害復旧費、地域振興基金の補正などを行い、今回の御提案を含め6回の補正の結果、現計予算の総額は200億4,863万5,000円となるものであります。田村市といたしましては、可能な限りの経費の節減と的確な財源の確保等に努めました結果、財政調整基金繰入金を減額できましたほか、平成17年度の実質収支は若干の黒字をもって決算できる見通しを得たところであります。

しかしながら、今後、さらに地方交付税が減額になることや、義務的経費の増嵩、地方債の償還など、今後の市財政にとりましても極めて厳しい状況に置かれていると言わざるを得ません。また、特別会計予算のうち、国民健康保険特別会計につきましては、医療費の支出見込みによる保険給付費の増額など、今回提案している補正を含め、2回の補正の結果、現計予算の総額は44億4,325万2,000円となるものであります。このほかの特別会計は、順調に事務事業を完了できる見込みであり、各特別会計の現計予算の総額は147億

4,428万 8,000円となるものであります。

次に、平成18年度の国の予算の動向について申し上げます。

我が国の財政は、平成17年度末の公債残高が 538兆円に達する見込みであり、国債割合の増大が政策的経費を圧迫するなど、依然として財政事情は厳しい状況にあります。このような状況のもと、国においては国の経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005及び平成18年度予算編成の基本方針に基づき、平成18年度予算を重点強化期間最後の重要な予算と位置づけ、国、地方が歩調を合わせ、平成17年度に引き続き歳出改革路線を堅持、強化するなど、改革の総仕上げの予算と位置づけております。この基本方針2005によりますと、平成17年度に引き続き平成18年度を官から民へ、国から地方へとといったこれまでの改革を徹底し、地域の真の自立を掲げ、地方行革の推進や、三位一体の改革を着実に推進することとしております。

三位一体改革は、平成16年度から3年間で地方向けの負担金、補助金を廃止、または縮小し、その税源を地方に移譲することとされており、最終年度となる平成18年度には児童手当、児童扶養手当の国庫負担額の減、公営住宅家賃収入補助金の一般財源化等により、補助金がさらに減額となりますが、減額相当分の一部を人口配分に応じて所得譲与税により、税源移譲で措置されることになっております。

また、地方税は、税制改正影響分を見込み、回復基調となっておりますが、依然として景気低迷の影響により税収の伸びは期待できず、さらに地方交付税におきましては、財源補償機能、事業費補正などの抜本的な見直しが検討され、平成18年度地方交付税の総額は、概算要求で15兆 9,100億円であり、地方自治体へ配分される出口ベースでは、平成17年度より 5.9%の減額となる見込みであり、厳しい内容となっております。

次に、田村市の平成18年度当初予算並びに主要な施策の概要について申し上げます。

平成18年度一般会計予算の編成に当たりましては、市の財政は平成17年度の財政力指数が 0.306と、その多くを地方交付税に依存しております。市税は首都圏を中心とした都市部においては景気回復基調が見られるものの、依然として地方経済は低迷が続いており、今後も市税の伸びは期待できず、地方交付税も本市においては84億 1,019万 2,000円と大幅に削減されるなど、一般財源の確保はこれまでになく厳しい状況となることを見込まれております。

一方、歳出面におきましては、公債費や扶助費などの義務的経費の増加等により、財政状況はこれまで以上に困難な状況が続くものと予測しております。さらに、平成16年度の

決算状況を見ますと、経常収支比率が89.6%、公債費比率が16.5%と、合併前に比べ確実に数値が増加していることや、一部事務組合に対する一般廃棄物処理施設建設負担金の増、地方債の借入金残高の累増により、今後の大きな財政負担となることは必至の状況であります。

このように、市の財政状況は、地方交付税などの一般財源の減額が避けられないことや、累積した借入金の償還を初め、義務的経費の増などに伴い、前年度以上に極めて厳しいものになると考えております。このため、財政運営においては収入に見合った財政規模を基準とし、限られた財源の中で市民サービスの低下を来さないよう予算の効率的執行と財源の増収確保を図るとともに、予想される後年度財政負担の増加に対処できるよう節度ある財政運営に努める必要があると考えております。このように大変厳しい行財政環境のもとで、平成18年度田村市予算編成方針に基づき、合併の効果を最大限に引き出すとともに、本年度を田村市が将来ともに持続可能な行財政基盤を確立する年と位置づけ、事業の重点選別と効率的な配分に徹して編成し、御提案申し上げた次第であります。

まず、歳入について申し上げます。

市税につきましては、的確な課税客体の把握と、未納対策を引き続き積極的に行うこととし、年間見込み収入額を総額で30億 9,706万 1,000円を見込み計上いたしました。

主な税目別に申し上げます。

個人市民税につきましては、長期化する景気低迷の影響を受け、所得は前年と比較して減少または停滞傾向にありますが、老年者非課税措置の見直し及び定率減税の縮減等の税制改正で、平成17年度当初予算と比較し 4.9%の増で計上いたしました。

法人市民税につきましては、業種を問わず減少または停滞傾向にありますが、一部大規模法人が上昇傾向にあることから、平成17年度当初予算と比較し 7.0%の増で計上いたしました。

固定資産税につきましては、3年に1度の評価替えに当たり、土地については商業地を中心に引き続き下落傾向にあり、家屋については評価額見直しによる減価、償却資産については新たな設備投資が見受けられないことから、全体で平成17年度当初予算と比較し 6.0%の減で計上いたしました。

軽自動車税につきましては、軽乗用車の台数が引き続き伸びており、平成17年度当初予算と比較し 1.8%の増で計上いたしました。

市たばこ税につきましては、前年度予算に比べ、消費本数の増が見込まれるため 4.6%

の増で計上いたしました。

次に、地方譲与税につきましては三位一体改革による児童手当、国庫負担金などの税源移譲による所得譲与税で3億 1,066万 6,000円を見込むとともに、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税合わせて3億 3,835万 5,000円、地方譲与税全体で前年度対比27.7%の増で計上いたしました。

このほか、各種交付金で6億 943万 2,000円、地方交付税では国の削減分 5.9%に合わせてるとともに、国勢調査結果に基づく人口減少分を見込み、普通交付税で平成17年度交付決定額83億 2,232万 5,000円の 7.2%の減で見込み、交付税総額84億 1,019万 2,000円を計上いたしました。

分担金及び負担金で 3,011万 8,000円、国庫支出金と県支出金を合わせ24億 829万 9,000円、財政調整基金繰入金で5億 7,000万円、市債で30億 7,230万円、繰越金で1億 5,000円のほか、使用料及び手数料、諸収入などをそれぞれ見込み計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出予算につきましては、「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」の実現に向け、旧5町村それぞれがバランスのとれた安心してらせる新しいまちづくり、環境と共生するクラスター型のまちづくりを推進していくための基本的な政策として、1. 地域を活かす産業の振興、2として健康づくりと福祉の充実、3として未来を担うひとづくり、4として快適な生活環境の整備、5として市民参加の郷づくり・まちづくり、6として行財政改革の推進の六つを重点施策としてその推進を図るものといたします。

初めに、地域を活かす産業の振興の施策について申し上げます。

田村市の基幹産業である農業の振興を図るために、売れる米づくりなど、消費者に受け入れられる農産物の生産を促進するとともに、認定農業者など担い手農家の育成、遊休農地の活用、葉たばこ振興対策や中山間地域等直接支払い事業などを引き続き行うとともに、肉用牛のブランド化を目指した家畜導入事業を積極的に推進いたします。また、農業生産の基盤となる農道10路線の整備による農産物流通の合理化を図るとともに、あわせて農村の生活環境の整備を合理的、かつ一体的に実施し、農業、農村の多面的機能の発揮が図られるよう、牧野地区多目的交流施設建設を初め、農業農村整備事業2地区、県営農業農村整備事業11地区に取り組んでまいりますとともに、林業振興のために林道3路線を活用した森林整備を行い、環境保全の観点も含めた取り組みを行ってまいります。

また、商店街のにぎわいを取り戻す施策として、商店街に導き入れるための新交通システム「船引らくらくタクシー」の運行補助や、それぞれの地域の商工団体の助成を行うとともに、経営合理化資金保証融資による中小企業対策、空き店舗対策としてのアンテナショップ、雇用対策としての地域職業相談室の運営支援、既存工業団地への積極的な企業誘致を行うなど、商工業振興を図ってまいります。

さらに、あぶくま洞やこどもの国ムシムシランドなど、恵まれた観光資源を生かし、あぶくま洞調査事業やあぶくま洞環境整備事業により観光資源の魅力の向上を図り、観光客の誘客を推進してまいります。

次に、健康づくりと福祉の充実の施策について申し上げます。

田村市の人口は年々減少傾向にあり、急激な速度で少子高齢化が進んでおります。次代を担う子供たち、若者、子育て世代、高齢者、体の不自由な人など、あらゆる人々の健康を願うことは市民全員の総意であり、すべての市民が健やかで心豊かな生活ができる活力あるまちづくりを目指し、健康づくりを推進し、福祉の充実を図ることが求められております。このような状況を踏まえ、まず健康づくりとしては住民一人一人が健康づくりに取り組む習慣づくりを推進するとともに、脳卒中やがん、糖尿病予防を目的とした各種健康診査、健康相談・教育を初め、栄養改善事業などを実施し、食生活や生活習慣の改善普及による生活習慣病の予防を図ってまいるほか、次世代を担う子供たちが健やかに成長できるよう、乳幼児健康診査、妊産婦健康診査、予防接種事業の実施、さらには乳幼児医療給付、発達障害のある乳幼児の育成指導事業、妊産婦医療給付事業や健康診断のあり方及び救急医療のあり方について検討委員会を立ち上げ、さらなる医療の充実を図ってまいります。

高齢者対策といたしましては、介護保険法の改正により、介護予防のため地域包括支援センターの設置によるケアプランの作成や相談業務の充実を図るとともに、閉じこもりの方を初め、高齢者の社会参加、交流を促進するため、老人クラブ活動への支援、敬老会の開催、シルバー人材センター運営の支援を引き続き行ってまいります。また、養護老人ホームへの入所措置、在宅介護支援センター運営のための経費、老人保健特別会計への繰出金、介護給付費繰出金等の経費を計上するとともに、介護保険給付以外の在宅サービスとして家族介護用品及び介護人手当の支給事業、配食サービス、高齢者の住宅改修助成などの生活支援を行ってまいります。

障害者福祉対策といたしましては、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、障害者

小規模作業所及び自立生活センターの運営支援や、制度改正が図られた支援費制度のスムーズな運営支援などのほか、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付、精神障害者等のホームヘルプサービスなどの居宅生活支援並びに更生施設等入所などの施設支援サービスに努めてまいります。

児童福祉対策といたしましては、子育て支援と少子化対策の一環として、4歳児、5歳児の市立保育所・保育料及び市立幼稚園の入園料・保育料の無料化、さらには放課後児童クラブ保護者負担金の無料化と、私立幼稚園や認可外保育施設入所者に対する補助による保護者負担の軽減、児童手当の小学校6年生までの支給拡大、保育所の運営、児童館における児童の自主活動の促進と、放課後児童クラブの継続、母親クラブの運営支援。ひとり親家庭対策として、母子・父子家庭に対する医療費の助成や父子手当の充実を図るなど、子育て支援対策を強力に推進してまいります。

また、障害児に対する補装具や日常生活用具の給付、支援費制度によるデイサービスなどの居宅支援などの施策を実施し、市民が安心して暮らせる心豊かなまちづくりの推進に努めてまいります。

次に、未来を担うひとつづくりの施策について申し上げます。

未来を担うひとつづくりの基本となるのは学校教育の充実であり、学校教育環境の整備は重要であり、老朽化した施設の計画的な改築を実施するため、今年度は芦沢小学校校庭造成事業、古道小学校校舎改築事業に向けた敷地造成事業、地区グラウンドとしての利用も図る関本小学校校庭拡張事業、緑小学校校舎改築のための測量及び設計などを進めてまいりますとともに、次世代の人材を育成する観点から、滝根地区に児童館機能を有する3世代ふれあい交流施設の整備を進めてまいります。さらに、学校の勉強を支援する事業や基礎、基本の定着を図る授業研究に要する経費や、指導主事の配置により、児童生徒の学力向上に向けた取り組みを推進する一方、悩みを持つ生徒が心豊かに安定した学校生活を送れるよう専門職としての心の教育相談員を配置するなど、学校教育の一層の充実に努めてまいります。

また、国際交流や国際感覚を備えた人づくりを推進するため、中学生の海外派遣研修を田村市統一的に実施するほか、語学力向上のため、今年度新たに天栄村にあるブリティッシュヒルズにおける研修や、全中学校へ専任の外国人英語指導助手を配置するとともに、小学校の国際理解教育のために外国人英語指導助手を派遣し、国際化に対応した多様な取り組みと人材育成を図ってまいります。

また、田村市立要田幼稚園につきましては入園希望者がいることから再開園いたしますが、残念ながら大久保幼稚園については入園希望者が3人ということで休園することといたしました。このほか、私立幼稚園運営費補助金を引き続き交付し、私学振興を図ってまいります。

生涯学習の推進及び社会教育の振興につきましては、高度化、多様化する市民のニーズを的確に反映し、生涯学習機会への拡充と自主的な学習活動の支援に努めてまいりますとともに、それぞれの地域がはぐくんできた独自の文化、伝統、芸能等を保存し、次世代に継承できるよう支援を行ってまいります。また、市民一人一人がスポーツに親しみながら健康な生活を送ることができるよう、各種スポーツ大会等の奨励と、スポーツ団体の支援をしてまいりますとともに、引き続き運動公園整備事業を進めるほか、古道プールの建設を行ってまいります。

次に、快適な生活環境の整備の施策について申し上げます。

田村市には、自然に恵まれた大地に山や川があります。この自然を保全し、次代に受け継ぐことは、自然の恵みを享受している我々に課せられた大きな責務であり、この生活環境を保護、維持していくために、合併処理浄化槽の普及を初め、上水道事業並びに公共下水道の整備事業を推進し、公共用水域の水質保全に努めてまいります。また、田村広域行政組合が進めてきました田村西部環境センターが平成18年度本格稼働するほか、一般廃棄物最終処分場の建設に係る所要の負担金を計上いたしました。

また、新市としての一体感の醸成を図るため、各地域間を結ぶ道路網の整備の推進と地域間の連携強化を促進していくために、地域間のバランスのとれた社会資本の整備を図りつつ、主要な幹線市道及び地域の生活関連道路網の整備並びに船引駅周辺整備の促進を図ってまいります。

さらに、市民が安全で安心して暮らせるために交通安全対策を推進するとともに、児童生徒用の防犯ブザーの購入などの防犯対策事業を進め、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

さらには、災害に備えての避難施設表示看板の設置や、防災行政無線の整備、消防ポンプ車の更新にあわせ、常葉地区に小型ポンプ積載車、船引地区に消防ポンプ車を配置し、消防機動力の強化を図るほか、携帯電話の不通話地域の解消にも取り組んでまいります。

次に、市民参加の郷づくり、まちづくりの施策について申し上げます。

田村市は、合併前の旧町村の伝統や文化、個性を継承しながらも、時代に即応した施策

の実施及び独自の発展を遂げるなどの新しいまちづくりを進めていかなければなりません。まちづくりのために重要となるのが、その地域を熟知している市民皆様の声に耳を傾け、常に市民の要望など、ニーズを的確に把握していくことでもあります。そのためには、積極的な情報公開により、市民へ情報を発信し、市民との間で市政についての情報の共有化を図ることや、懇談会などを開催し、市民の皆様の御意見を広く聞く場を設けるほか、意見公募、いわゆるパブリックコメント制度を充実させるなど、市民主体の開かれた行政運営を行ってまいります。

平成18年度におきましても、引き続き「市長への手紙」を実施するほか、新たに直接市民の皆様と市長が懇談します「市民の日」を設け、さらなる広報広聴事業の拡充を図るとともに、地域皆様方の御意見を反映し、地域ごとの特色あるまちづくりができるよう、行政局単位に設置した地域審議会の運営や、市民間の交流と情報の共有化を図るための合併1周年イベントや、さらに市政への関心を高めるための田村市10大ニュースの公募など、より一層の市民参加のまちづくりを積極的に進め、市民の意見を市政に反映するシステムを構築し、市民みずからがまちづくりにかかわっていくための環境整備を図ってまいります。

次に、行財政改革の推進の施策について申し上げます。

田村市の組織機構はグループ制の導入による事務組織のフラット化を進め、職員みずからが判断し、責任を持った迅速な業務遂行を目指しております。今後さらに効率的な行政機構の構築を目指して組織の点検や職員研修などを通し、職員の資質を高め行政サービスの向上を図ってまいります。

また、合併による事務事業の効率化や経費の削減のため、戸籍の電算化、職員並びに臨時職員の削減、事務用品の一括購入、借地の購入推進、補助金の削減等、行政運営全般の行財政改革を推進してまいります。さらに、合併協定事項にあります新庁舎建設のために、基本調査を行うなど、庁舎建設の具体化に向けた検討を進めてまいります。

なお、財務事務の簡略化及び効率化を図るため、現在15ある特別会計を整理統合し、11にいたします。

次に、地域振興基金事業について申し上げます。

合併前の調整事項に基づき、旧町村が保有していた財政調整基金並びに平成16年度の旧町村一般会計決算剰余金をもとに、それぞれ各地域振興基金を積み立てたところであり、この基金を財源に充て、合併前の旧町村の地域振興に資する事業を各行政局の自主

的、主体的な取り組みによって、各行政局管内の特色あるクラスター型の地域振興の実現に向け推進してまいります。このような考えのもと、編成いたしました平成18年度の一般会計予算の総額は 199億 5,000万円となり、平成17年度当初予算に比べ15億 9,200万円、率にして 8.7%の増となりました。

増額となりました主な理由といたしましては、合併特例債事業、過疎対策債事業、辺地対策債事業、地域振興基金事業などのほか、都路町観光事業特別会計、総合福祉センター特別会計の一般会計への統合などによるものであります。

次に、各特別会計予算について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

療養給付費及び高額療養費などの保険給付費につきましては、直近3カ年の平均伸び率や医療費の動向に留意し、積算計上いたしました。老人保健拠出金及び介護納付金につきましては、国で示した算定方法により積算、計上いたしました。また、医療費の適正化対策につきましては、引き続きレセプト点検や医療費通知を実施するとともに、健康診断事業、人間ドック事業などによる疾病の早期発見、早期治療、健康づくり事業の推進や各種健康教室などを実施し、糖尿病や脳卒中、高血圧病などの生活習慣病の予防と重病化防止及び寝たきり予防に努め、医療費の抑制を図ってまいります。

また、国民健康保険税の未収解消につきましては、引き続き未納対策本部を設置し、滞納整理強化月間や管理職職員を含めた特別徴収班、徴収嘱託員などの未納対策プロジェクトを推進し、収納体制を充実強化してまいります。

これら事業の実施に必要な経費として編成いたしました平成18年度国民健康保険特別会計予算は43億 5,340万円となり、平成17年度当初予算に比べ 7,314万 4,000円、率にして 1.7%の減となりましたが、歳入における繰越金等特定財源の見込み減額により、医療保険分、介護保険分合わせた被保険者1人当たりの国民健康保険税は7万 9,095円となり、前年度対比 5,959円、率にして8.15%の増となりました。

次に、老人保健特別会計予算につきましては、医療費の診療報酬、高額医療費、補装具、審査支払い手数料等に要する経費を直近3カ年の歳出状況を勘案して計上いたしました。平成18年度の老人保健特別会計予算は45億 4,830万円となり、平成17年度当初予算に比べて 6,008万 4,000円、率にして 1.3%の減となりました。

次に、介護保険特別会計予算について申し上げます。

平成18年度からの第3期介護保険事業計画により、保険料基準月額を 3,550円に、それ

ぞれの所得段階の被保険者数を推計し、積算いたしました。また、介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの設置や地域支援事業など、介護予防に重点を置くなど、制度の見直しを受け、介護予防に力を入れ、適正な介護給付を図りながら認定率の抑制や要介護度の重度化の抑制を図るなど、介護保険給付費の抑制を図ってまいります。また、介護保険料の未収納解消につきましても引き続き収納体制を充実させ、滞納整理を行ってまいります。

これら運営の実施に必要な経費として編成いたしました平成18年度介護保険特別会計予算は27億 5,590万円となり、平成17年度当初予算と比べ2億 6,773万 4,000円、率にして約10.8%の増となりました。

次に、簡易水道事業特別会計予算について申し上げます。

滝根町、都路町、常葉町の簡易水道事業の給水に係る必要な経費を計上いたしました。が、主な事業等について申し上げます。

初めに、滝根事業区域につきましては、水量拡張事業を国庫補助を受け、新たに計画するものであります。平成18年度は老朽した沈殿池の取り壊しと、沈殿池本体工事、配管工事並びに翌年計画の調査設計費などを見込み計上いたしました。また、公共下水道事業に伴う水道管布設替工事、県営ふるさと農道緊急整備事業に伴う水道管布設替工事に伴う補修費を見込み計上いたしました。

常葉事業区域につきましては、西美田地区配水管布設工事第2水源池の改修工事のほか、公共下水道事業に伴う水道管布設替工事補償費などを見込み計上いたしました。

都路事業区域につきましては、引き続き県営中山間整備事業、営農飲雑事業への負担金を計上いたしました。これら事業の実施に必要な経費として編成いたしました平成18年度簡易水道事業特別会計予算は2億 6,700万円となり、平成17年度当初予算に比べ 8,352万 4,000円、率にして 45.52%の増となりました。

次に、滝根町観光事業特別会計予算について申し上げます。

入洞者が年々減少しておりますが、あぶくま洞及び入水鍾乳洞の誘客のためのPRを図るとともに、モンドセレクション大金賞を2年連続受賞したあぶくまの天然水につきましても引き続き一層の販売促進に努めてまいります。また、あぶくま洞を中心とする観光施設等の安全対策事業としてあぶくま洞入り口階段整備工事及び切羽浮き石除去委託事業などがあり、誘客促進対策の一環としてあぶくま洞まつり事業や洞内の未公開部分に係る調査事業、あぶくま洞ゾーン開発整備委員会を設置し、整備計画の検討をしてまいります。

これら事業の実施に必要な経費として編成いたしました平成18年度観光事業特別会計予算は6億4,350万円となり、平成17年度当初予算に比べ5,775万6,000円、率にして8.2%の減となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計予算につきましては、滝根町畑中地区農業集落排水施設の維持管理に要する経費及び公債費等で、これらに要する経費として編成いたしました平成18年度農業集落排水事業特別会計予算は2,800万円となり、平成17年度当初予算に比べ107万2,000円、率にして3.9%の増となりました。また、未加入者につきましては引き続き加入の推進を図ってまいります。

次に、宅地造成事業特別会計予算について申し上げます。

宅地造成事業は、滝根町の星の村ニュータウン及び船引町の船引東部地区土地区画整理事業の二つの事業を、平成18年度より一体化して特別会計を編成いたしました。星の村ニュータウンにつきましては、31区画のうち、平成17年度末現在において未販売の分譲地2区画、分割納入契約者2名分の土地売り払い代金と償還金等を計上いたしました。また、船引東部地区土地区画整理事業につきましては、平成16年度に換地処分が完了いたしました。引き続き清算金徴収事務を進めるための経費及び未売却の保留地代金、一般換地清算金の分割納入金並びに償還金等を計上いたしました。

これら事業の実施に必要な経費として編成いたしました平成18年度宅地造成事業特別会計予算は1億8,860万円となり、宅地造成特別会計と船引東部地区土地区画整理事業を合わせた平成17年度当初予算に比べて1,303万7,000円、率にして6.5%の減となりました。

次に、公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

船引町、常葉町、大越町、滝根町の下水道事業の主要な事業等について申し上げます。平成18年4月、船引町の一部及び常葉町の一部の追加供用開始に伴う公共下水道管理及び流域下水道管理に係る経費、また大越町、滝根町の一部の供用開始に向けた福島県施行の大滝根川流域下水道事業に係る建設負担金及び拡大認可計画区域の変更と、全体計画区域の見直しのための委託費並びに田村市施行の公共下水道事業に係る建設費等を計上いたしました。

これら事業の実施に必要な経費として編成いたしました平成18年度の公共下水道事業特別会計予算は14億3,180万円となり、平成17年度当初予算に比べ8,401万3,000円、率にして6.2%の増となりました。供用開始地区となった受益者の皆様方の御加入と、接続が肝要でありますことから、御理解を賜り、積極的に加入促進を図ってまいります。

次に、授産場事業特別会計予算につきましては、厳しい経済情勢と前年度の受注実績を踏まえて積算いたしました結果、一般会計からの繰り入れを 2,285万 4,000円見込み、総額 7,470万円となり、平成17年度当初予算に比べ 310万 1,000円の減、率にして 4.0%の減となりました。次に、診療所事業特別会計につきましては、特別会計の整理統合見直しにより、診療所事業特別会計及び歯科診療所事業特別会計を診療所事業特別会計に一本化いたしました。現在、福島県医師のへき地診療所等派遣に関する要綱により、医師 2名の派遣を受け運営に当たっているところであり、安全、安心したまちづくりを推進する上で医療の確保は重要な課題であります。都路町住民のみではなく、隣接する川内村、葛尾村などと広域的な連携を組み、また平成17年度において福島県核燃料税交付金により、内科部門については内視鏡、生体情報モニター、歯科部門についても歯科ユニット、デジタルレントゲン装置、レーザー治療装置等、備品を購入し、整備したところであります。

入院収入及び外来収入並びにその他の収入につきましては、平成17年度の実績を踏まえて積算いたしました。また、診療所の運営に伴う経費につきましては、サービス低下にならないような経費の節減に努め、運営に要する経費を計上いたしました結果、総額 3億 1,180万円となり、診療所事業特別会計及び歯科診療所事業特別会計合わせた平成17年度当初予算に比べ 1,410万円、率にして4.33%の減となりました。今後、田村市全体の地域医療の確保を考慮した上で、都路診療所や民間医療機関などの既存医療施設の連携を図るとともに、すべての住民がいつでも、どこでも適切な保健医療サービスを受けられるよう医療提供体制の充実を図ってまいります。

次に、田村地方介護認定審査会特別会計予算につきましては、小野町との共同設置に係る介護認定審査会の運営等に要する所要の経費を計上いたしました結果、2,055万 8,000円となり、平成17年度当初予算に比べ 501万 1,000円、率にして19.6%の減となりました。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

水道事業につきましては、有収率の向上、経営の合理化と経常経費の節減に努めながら、1日平均給水量を船引地区 3,425立方メートル、大越地区 805立方メートルと定め、予算を編成いたしました。収益的収支につきましては、給水収益など 2億 9,692万 2,000円及び一般会計からの補助金など 9,086万 5,000円及び特別利益 1万円を見込み、総額 3億 8,779万 7,000円と定めるものであります。資本的収支につきましては、収入総額を 1億 6,570万 2,000円と見込み、支出については公共下水道工事及び流域下水道工事関連

の排水管布設替工事費、さらに水道管路近代化推進事業による石綿管布設替えなどで1億7,102万3,000円、企業債償還金1億3,529万3,000円など、支出総額3億631万6,000円となり、収入総額との差額1億4,061万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補てんしようとするものであります。

以上、平成18年度の一般会計、各特別会計及び公営企業会計予算について申し上げますが、一般会計、特別会計及び公営企業会計合わせた予算総額は352億6,767万1,000円となり、平成17年度当初予算に比べ16億9,221万8,000円、率にして5.0%の増となりました。これらの予算は、極めて厳しい財政状況の中から創意と工夫により財源を捻出いたしておるものであり、必ずや市民の皆様方の福祉の向上と田村市の着実な発展に大きく貢献するものと確信するものであります。また、予算執行に当たりましては、今後国、県の予算の動向に対応しながら、適切かつ健全な財政運営に努めてまいります。

次に、平成17年度田村市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

初めに継続費について申し上げます。総務費の田村市紹介ビデオ作成事業、総合計画策定事業、戸籍電算化実施事業につきましては、契約に伴う請負差額により事業費総額及び年割額をそれぞれ補正しようとするものであります。

債務負担行為の変更につきましては、生活バス運行委託料、田村市議会議員一般選挙公営ポスター掲示場設置撤去委託料を追加するほか、田村広域行政組合田村地方情報センター設置事業費を初め、各事業費の額、期間を変更及び廃止するものであります。

地方債につきましては、起債対象事業費の確定に伴い、限度額を変更するものであります。

歳入の主なものについて申し上げます。

市税につきましては、一部大規模法人の業績向上などにより追加いたします。国庫支出金の減は、保険基盤安定負担金が制度改正により県支出金に振り変わったこと。生活保護費負担金は、当初見込み件数より支給対象者が少なかったこと。合併市町村補助金は、事業費が確定したことによる減が主なものであります。県支出金の追加の主なものは、ただいま申し上げました保険基盤安定負担金が国庫支出金から振りかわった分と、核燃料税の確定による増であります。寄附金につきましては、大越町トマト商会様、船引町船引ロータリークラブ様、船引町松栄流すみれ会様、船引町ウェディングプラザ丸美様、都路町坂本栄市様、船引町移ゴルフ会様、船引町舟田代明様からそれぞれ寄附がありましたので計上いたしました。繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額いたしました。市債

につきましては、地方債の補正で申しあげましたように、起債対象事業費の確定に伴う補正であります。

次に、歳出の主な内容について申し上げます。

総務費では、職員人件費、臨時職員賃金のほか、職員健康診査費、本庁舎・行政局庁舎の維持管理費など、及び戸籍電算化事業費を減額いたしました。民生費で、特別養護老人ホーム建設費の負担金、家族介護人手当、生活保護費の新規支給対象見込み者の減に伴う減額が主なものであります。衛生費では、妊産婦医療費及び予防接種事業費の減額並びに簡易水道特別会計繰出金、水道事業会計出資金を減額するとともに、都路診療所に胃の内視鏡を購入するため追加いたします。農林水産業費につきましては、葉たばこ経営転換緊急対策事業費、中山間地域等直接支払事業、県営事業負担金など、事業費確定に伴う減額であります。商工費では、都路町観光事業特別会計繰出金などを減額いたします。土木費の主なものにつきましては、都市計画マスタープラン策定事業費等の確定に伴う減額であります。消防費では、地域防災計画策定費の確定に伴う減額並びに消防団員の退職金の減額が主なものであります。教育費につきましては、芦沢小学校屋内運動場建設費、古道プール設計委託料など、事業確定に伴う減額であります。

この結果、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億102万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を200億4,863万5,000円としようとするものであります。

次に、各特別会計の補正予算につきましても既に確定及び確定見込みにより、事務事業に係る経費の補正であります。

次に、条例等について申し上げます。

議案第1号 田村市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成16年9月に、国が制定した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の第31条の規定に基づき、武力攻撃事態等及び武力攻撃に準ずる大きなテロなどに対する国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置に係る組織、会議等に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第2号 田村市国民保護協議会条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、議案第1号と同様に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、田村市の区域に係る国民の保護のための措置に関する

る施策を総合的に推進するための国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第3号 田村市自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成18年4月より、障害者自立支援法が施行されることに伴い、同法第15条の規定に基づき認定審査会を設置し、障害者の福祉サービス料を審査することとなりますことから、その審査会の委員の定数を定めようとするものであります。

次に、議案第4号 田村市放課後児童健全育成条例の制定についてから、議案第14号 田村市船引放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例については、健康づくりと福祉の充実の中の児童福祉対策で申し上げましたが、保育所及び幼稚園の4歳児、5歳児に係る保育料の無料化等の実施に伴う関係条例につきまして、所要の制定及び改廃を行うものであります。

それでは議案第4号 田村市放課後児童健全育成条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、小学校低学年の放課後における児童の子育て支援をするため、小学校の教育時間の終了後に児童厚生施設等にて行う保育について保育料を無料とするため制定しようとするものであります。

次に、議案第5号 田村市幼児預かり保育条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、幼稚園の放課後における幼児の子育てを支援するため、教育時間終了後に幼稚園にて行う幼児預かり保育について保育料を無料とするため制定しようとするものであります。

次に、議案第6号 田村市子育て支援奨励金支給条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、市立の保育所と幼稚園及び私立保育所並びに私立幼稚園の保育料を無料といたしますことから、保育所等に通っていない在宅の児童のうち、4歳児及び5歳児を養育する保護者の方に児童の教材費等の購入奨励金として児童1人につき月額5,000円を支給しようとするものであります。

次に、議案第7号 田村市保育所条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、保育の実施内容に保護者の休養等の特別な理由により、一時的及び特定の保育

に対する需要に対応するため改正しようとするものであります。

次に、議案第8号 田村市特別保育所条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、特別保育所の使用料月額「5,900円」を月額「4,000円」に改め、附則において4歳児及び5歳児の使用料については無料にしようとするものであります。

次に、議案第9号 田村市立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、田村市立幼稚園に通う4歳児並びに5歳児の入園料、保育料を平成18年度から無料とすることに伴う所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第10号 田村市常葉児童生活センター条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、児童福祉対策として議案第5号 田村市幼児預かり保育条例の中に規定したことから、市長の所管に改正しようとするものであります。

次に、議案第11号 田村市常葉児童生活センター幼稚園児預かり保育条例を廃止する条例についてから、議案第14号 田村市船引放課後児童健全育成事業費用の徴収に関する条例を廃止する条例についてまでは、無料化の実施に伴い、所要の制定及び改正をいたしますことから、それぞれ廃止するものであります。

次に、議案第15号 田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、ひとり親家庭医療費の助成につきましては、月1,000円までを自己負担としてまいりましたが、自己負担分の月1,000円を市が助成しようとするものであります。

次に、議案第16号 田村市表彰条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、功労表彰に係る規定の中で、行政区長の職にあつて「15年以上」を現在の行政区長の任期が2年であることにかんがみ「12年以上」に、また農業委員会委員については「12年以上」を「10年以上」に改めようとするものであります。

次に、議案第17号 田村市職員の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、職員の市内の旅費について、私の、いわゆる個人の私有自動車を使用して出張する場合について定めようとするものであります。

次に、議案第18号 田村市の特別職の市内旅費に関する条例の一部を改正する条例につ

いて御説明申し上げます。

本案は、特別職の市内の旅費について議案第18号と同じく私有自動車を使用して出張する場合について定めようとするものであります。

次に、議案第19号 田村市特別会計条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、現行条例で設置している12の特別会計を整理統合して、八つの特別会計に再編しようとするものであります。整理統合する特別会計であります。田村市都路町観光事業特別会計につきましては、予算措置されている牧場事業が和牛の肥育、販売を主力にしたものであり、観光事業としてなじむ性質ではなく、畜産振興事業として取り組むべきものでありますことから、一般会計へ統合することとし、削除いたします。

次に、田村市宅地造成特別会計及び田村市船引東部地区土地区画整理事業特別会計につきましては、それぞれ旧滝根町の宅地造成事業、旧船引町の土地区画整理事業を行ってきたものであり、いずれも宅地開発を目的としたものでありますことから、両会計を統合し、田村市宅地造成事業特別会計と改めるものであります。

また、田村市総合福祉センター特別会計につきましては、旧船引町が福祉センター及び周辺施設の管理運営費を予算化していたものであります。現在一般会計で行っております滝根町にある針湯荘、大越町にある寿楽荘、常葉町にある福祉センターと類似の施設であることから一般会計へ統合することとし、削除いたします。

また、田村市診療所事業特別会計及び田村市歯科診療所事業特別会計につきましては、設置目的が同一であり、なおかつ会計の統合処理に支障が生じないことから、両会計を田村市診療所事業特別会計として統合するものであります。

次に、議案第20号 田村市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、敬老会の案内及び祝金の支給について、平成21年までに75歳にすることとしておりましたが、年齢を2年に1歳ずつ繰り下げる方向で、平成24年までに緩やかに75歳にしようとするものであります。また、経過措置として滝根町及び船引町の75歳未満の方々に支給しております敬老祝金を、大越町、都路町及び常葉町の方にも同じく3,000円を支給するとともに、同級生の方を同じ年に案内できるよう所要の改正をするものであります。

次に、議案第21号 田村市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、医療費を給付する疾患名が改名されたことに伴い改正するものであります。

次に、議案第22号 田村市公民館条例の一部を改正する条例についてから、議案第29号 田村市天地人館条例の一部を改正する条例についてまで一括して御説明申し上げます。

本案は、田村市公民館条例、田村市体育施設条例、田村市滝根総合福祉センター条例、田村市船引総合福祉センター条例、田村市高齢者生活福祉センター条例、田村市老人福祉センター条例、田村市保健センター条例、田村市天地人館条例のそれぞれの使用の制限等に係る規定について、他の公共施設条例との整合性を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第30号 田村市下水道条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、下水道事業を進めてまいりました常葉町の一部が平成18年度より一部供用開始となることから、船引町の上水道料金と同様に、簡易水道料金とあわせて下水道使用料金を徴収するため改正しようとするものであります。

次に、議案第59号 東辺地に係る総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、船引町移地区の東辺地に係る今後5年間の公共的施設の総合整備を図るため、新たに策定するものであります。

次に、議案第60号 早稲川辺地に係る総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、旧大越町の早稲川辺地に係る既存計画の期間終了に伴い、新たに今後5年間の計画を策定するものであります。

次に、議案第61号 古道辺地に係る総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、旧都路村が平成16年度から平成20年度までの古道辺地に係る総合整備計画を策定し、その計画に基づき平成17年度まで事業を実施してまいりましたが、今後実施される平成18年度以降3年間の計画について田村市として改めて策定するものであります。

次に、議案第62号 市道路線の廃止について御説明申し上げます。

本案は、ほ場整備により現道が変更された2路線について、道路法第10条第1項の規定に基づき、その路線を廃止しようとするものであります。廃止しようとする路線は、6,143号風呂線ほか1路線、延長1,640.9メートルであります。

次に、議案第63号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、県道柳渡戸常葉線改良に伴う1路線、ほ場整備による2路線について、道路法第8条第1項の規定に基づき路線を認定しようとするものであります。認定しようとする

路線は、旧県道移管によるものが 4,028号岡ノ内線、ほ場整備によるものが 7,040号二十内線ほか1路線、合わせて3路線、延長 1,102.3メートルであります。

次に、議案第64号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減について御説明申し上げます。

本案は、平成18年3月20日をもって田島町、舘岩村、伊南村及び南郷村が合併して南会津町となることから、同年3月19日をもって同組合から脱退させ、同年3月20日から南会津町を全共同処理事務を行うため、同組合に加入させることにつきましての協議に関し、異議がない旨、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第65号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成18年3月31日をもって三島町ほか二町一ヶ村衛生処理組合を組合から脱退させ、組合規約の構成団体の中の「三島町ほか二町一ヶ村衛生処理組合」を削り、平成18年4月1日から適用させることにつきましての協議に関し、異議がない旨、議会の議決を求めるものであります。

以上、本定例会に御提案申し上げました65件の議案の大要について御説明申し上げましたが、細部につきましては必要に応じ関係部長等より説明いたさせますので、御了承を賜りたいと存じます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三瓶利野） これをもって提案理由の説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

午前11時12分 散会